

CLUB OLIVE 会則

1. <名称>

本会の名称は、CLUB OLIVE（以下「クラブオリーブ」という。）と称する。

2. <目的>

クラブオリーブは、ふるさとをこよなく愛し、小豆島町の貴重な地域資源を全国にPRするとともに、会員相互の親睦と連携を図り、魅力的な地域づくりを進めることを目的とする。

3. <事業>

クラブオリーブは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくりの提言に関する事業
- (2) 地元特産品の愛用運動に関する事業
- (3) 小豆島のPR活動に関する事業
- (4) その他小豆島町の振興に関する事業

4. <会員>

- (1) 会員は、設立趣旨に賛同し、所定の申込手続きを経て会員となるものとする。
- (2) 会員は、次の種別とする。
 - ①「オフィシャルサポーター」
 - ②「オフィシャルスポンサー」
- (3) 上記の会員の中から、町長は「オフィシャルアドバイザー」を委嘱することができる。

5. <役員>

クラブオリーブに次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名

6. <役員の職務>

- (1) 会長は、クラブオリーブの会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

7. <顧問及びオリーブ大使>

クラブオリーブには、必要に応じて、顧問及びオリーブ大使を置くことができる。

8. <会員証>

- (1) 事務局は、会員に対し、会員証を発行する。
- (2) 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできない。

9. <会員の特典>

- (1) 会員は、事務局が指定する方法により、各種の特典を受けることができる。
- (2) 各種特典について、追加及び変更が生じた場合は、随時会員に通知する。

10. <事務局>

- (1) クラブオリーブの事務を処理するため、事務局を置く。
- (2) 事務局は、小豆島町商工観光課内に置く。
- (3) 事務局長は、商工観光課長の職にある者をもって充てる。

11. <補則>

この会則に定めるもののほか、クラブオリーブの運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

